【秋田県仙北市】

仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金について

仙北市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している仙北市内の伝統的工芸品製造販売事業者を支援するため、宿泊施設や飲食店等を営む方が、業務用として仙北市の伝統的工芸品を導入（購入）する費用に対して予算の範囲内で補助金を交付します。（予算がなくなり次第、終了予定です）

補助対象者	次の全てを満たす事業者の方が、補助対象者となります。 ①仙北市伝統的工芸品等を事業用として購入し活用しようとする、宿泊施設・飲食店等（小売業など他の業種も含む）を営む事業者の方 ②暴力団等でない方　③法令及び公序良俗に反していない方。 ④風営法等に規定する事業者でない方。 ⑤宗教に属する事業者又は政治団体でない方 ⑥公益法人又は事業者の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画していない方 ⑦補助金による資材や機材の取得が、転売を目的としていないこと ⑧補助金受領後も事業者として営業活動を継続する意志があること
仙北市伝統的工芸品等とは	樺細工（国指定伝統的工芸品）、イタヤ細工（秋田県指定伝統的工芸品） 白岩焼など
補助対象事業	仙北市伝統的工芸品等を導入（購入）し、業務用として活用する事業。 *例）旅館の客室の茶道具を樺細工にする。カフェの食器を白岩焼にする。* *飲食店内の小物入れ、カゴをイタヤ細工にする。*
補助対象経費	次の全てを満たし、業務用として仙北市伝統的工芸品等を購入する経費 ①購入金額の合計が５万円以上（消費税抜）であること ②仙北市内の製造又は販売を行う事業者から購入すること
補助対象外経費	次の経費は全て補助対象外です。 ①消費税及び地方消費税　②送料　③設置費用（展示・設置・運営に要する経費） ④代金支払時の振込手数料
補助金の額	【補　助　率】補助対象経費の５分の４以内の額（千円未満端数切捨） 【補助限度額】４０万円まで
補助対象者の義務	補助対象者には、下記の義務が生じます。 ①業務用として使用する際に、仙北市の伝統的工芸品等であることを明示 ②指定様式により購入後3年間、感想や改善点について仙北市に報告
申請回数	１事業者あたり１回まで
申請期間	令和３年５月１０日（月）～令和４年１月１７日（月）
申請用紙	仙北市役所各窓口にて配布、仙北市ホームページからダウンロード
申請受付	仙北市農林商工部商工課
問合せ	☎０１８７－４３－３３５１（仙北市　農林商工部　商工課）

【申請書類などは裏面をご確認ください】

申請手順	申請手順は以下のとおりです。 ①【申請者】見積書と申請書類を入手 見積書は、仙北市内の製造販売事業者から入手してください 申請書類は、仙北市役所各窓口、仙北市ホームページからダウンロードして入手してください。また、以後の手続での必要書類も同様です。 ②【申請者】申請書類を提出 申請書類を記入し、必要書類を添付し、仙北市商工課あてに提出 申請書類：申請書、申請者の詳細、事業計画、収支予算書、誓約書兼同意書 添付書類：見積書の写し、申請者の存在が分かるパンフレットなど 提出方法：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送又は電子メールでの提出をお願いします。 ③【市】確認・審査、交付決定（補助事業の承認） 申請書類の確認・審査を行い、補助事業承認の判定を行います。 交付決定の際は、申請者に書面で通知します ④【申請者】事業完了の上、実績報告書類を提出 事業を完了させます（発注→納品→代金支払→領収書受領）。 なお、購入金額・数量などに変更が生じた場合、必要の応じて変更申請の手続きを行います。 実績報告書を記入、必要書類を添付、仙北市商工課あてに提出します。 実績報告書類：実績報告書、事業実績、収支決算書、 添付書類：領収書の写し、購入品の内容を証明する写真など ⑤【市】確認・審査、補助金交付確定 実績報告書類の確認・審査を行います。 事業完了の判定が完了次第、補助金の交付を確定、書面で通知します。 ⑥【申請者】請求書の提出 補助金交付請求書を提出します。 添付書類：法人名義又は個人事業主名義の振込先口座の通帳の写し ⑦【市】確認・審査、補助金支払 請求書の確認・審査を行い、補助金を振り込みます。
お問い合わせ 申請書送付先	〒014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢81-8　仙北市役所　農林商工部　商工課 TEL：0187-43-3351　FAX：0187-54-4777 E-Mail：shoko@city.semboku.akita.jp